

聖籠町訓令第3号

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程の一部を改正する訓令

聖籠町事務決裁規程（昭和59年聖籠町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第5号から第11号までの規定中「課長」を「地方創生戦略監及び課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。